

## 兵庫県立大学 学際リーダー教育センター規程

(趣旨)

第1条 この規程は、兵庫県立大学高等教育推進機構規程（平成25年兵庫県立大学規程第86号。以下「機構規程」という。）第3条第2項の規定に基づき、兵庫県立大学学際リーダー教育センター（以下「センター」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 副専攻に係る企画・立案・運営及び全学的な調整に関すること。
- (2) 副専攻に係るカリキュラムの研究・開発・編成に関すること。
- (3) 副専攻に係る履修認定及び修了者の認定に関すること。
- (4) その他センターの業務を実施するために必要なこと。

(部門等)

第3条 センターに、次に掲げる部門を置く。

- (1) 地域創生リーダー教育部門
- (2) グローバルリーダー教育部門
- (3) 防災リーダー教育部門

- 2 前項に掲げる各部門に、部門長及び副部門長を置く。副部門長は原則として1名とする。
- 3 部門長は、副専攻規程の別表第1に定める主たる担当学部等の学部長又は研究科長をもって充てる。
- 4 部門長は、担当する副専攻プログラムに係る業務を掌理する。
- 5 副部門長は、部門長の推薦に基づき、センター長が指名する。
- 6 副部門長は、部門長の職務を補佐して、部門長が指示する課題の処理にあたる。
- 7 副部門長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合は、前任者の残任期間とする。
- 8 第2項から前項までに規定するもののほか、部門の運営に関する事項は、別に定める。

(センター会議)

第4条 センターの運営に係る重要な事項について審議するため、センター会議（以下「センター会議」という。）を置く。

(審議事項)

第5条 センター会議は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 履修方法、授業科目の種類及び取得しなければならない単位数等、副専攻の実施に係る調整に関すること。
- (2) 副専攻規程の改廃に関すること。
- (3) その他、全学教育推進会議で協議する事項等、副専攻の推進に関すること

(組織)

第6条 センター会議は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 部門長

- (3) 副部門長
  - (4) 事務局教育企画部長
  - (5) その他センター長が必要と認めた者
- (議長)

第7条 センター会議に議長を置く。

- 2 議長は、センター長をもって充てる。
- 3 議長は、会務を総理し、センター会議を代表する。
- 4 議長に事故あるとき、又は議長が欠けたときは、部門長のうちから互選により選出された者がその職務を代理する。

(会議)

第8条 センター会議は、議長が招集する。

- 2 センター会議は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 センター会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。なお、一つの部門で複数名の副部門長を置くときは、その人数にかかわらず、当該部門の副部門長として行使できる議決権は一個とする。
- 4 センター会議の委員は、事故その他やむを得ない理由により会議に出席できないときは、あらかじめ議長の承認を得て、代理人を出席させることができる。

(委員以外の者の出席)

第9条 議長が必要と認めた場合は、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第10条 センターの庶務は、事務局教育企画部大学教育改革室教育改革課が行う。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則 (令和6年3月27日制定)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。